## 1969 (昭和44) 年

- 1.4~6 青年婦人部:冬のスキー学校
- 1.8 昭和43年末手当、国税問題等に閲し、団交中し入れ菩提出。
- 1.10 大学側が団交を拒否「理事・学部長合同会議に基づく」と。
- 1.21 団交中し入れ書を再度提出。
- 1.23 大学側が再度団交を拒否。

横浜学園新事務長朝倉駿→教諭発令に対し、大学あてに抗議の申入れ書を提出。

- ※1.27 生産工学部が正門と本館のバリケードを撤去。以後次第に各学部でバリケードの撤去が進む。
- ※2.1 教職員組合委員長ら3役を解雇(昭和48年9月撤回(90年史)。
- 2.1 大学側が桧山委員長、片岡副委員長、立田総務長の三役員を、懲戒規程第二条第一号乃至第四号により免職にするとの通知を三氏に送付。
- 2.2 緊急執行委員会で「不当解雇撤回闘争委員会」の設置を決定。抗議文と声明文を発表。懲戒規程自体とそれへの違反理由との不明確を強調。

日本大学全学協議会が声明を出す。不当労働行為であり、反民主的であるとし、解雇撤回を要求。

- 2.3 申入書を提出。
  - 「(1) 処分理由が何ら存在しないこと(2) 本年1月14日東京地方労働委員会が当組合の申立を認め、大学に対する不当労働行為禁止の救済命令を出したばかりであること
  - (3) 当組合が積極的に推進してきた学園民主化闘争が重大な段階にさしかかっている
  - (4)以上の状況のもとに右三名が当組合において占める役割が重要であること、などの理由からみて」解雇処分は不当労働行為である。

解雇問題に関しての「団交について緊急申し入れ」を提出。

豊山・横浜・農獣医各支部が抗議文を送付。

2.5 緊急中央委員会をひらき、「闘争宣言」を採択し、法的手段と資金カンパとについて決議する。

本部・理工学部・工学部各支部が抗議文を送付。

各大学組合から闘争激励電報が寄せられる。

東京私学教職員組合と東京地区大学数職員組合連合が連名で古田会頭あての抗議声明文を発表し、送付。

2.7 東京地方裁判所民事十九部へ「身分保全・賃金支払仮処分申請書」を提出。申請人代理人:小池貞夫・後藤昌次郎弁護士。

東京地方労働委員会に「不当労働行為救済申立書」を提出。

- ※2.11 経済学部が富沢広を業務上横領で告発 (→10.17 逮捕。10.31 免職)。
- 2.13 横浜支部と明誠支部が連名で、本部営繕室古阪次良 木下課長あてに「抗議」を送付。
- 2.20 医学部支部結成。支部長 鈴木詳三、副支部長 高橋慶吾、細井忠男、書記長 石川忠章。 地裁第1回審訊。解雇理由の不当性等。

「日大紛争の真相を聞く会」。福島県立高教組県南支部、私教連、県教組郡山支部、三者主催。工学部支部から 支部長他5名が参加して、現状を説明。

- 2.22 不当解雇撤回要求総決起集会(於:全電通ホール)
- 2.26 中央委員会。「日本大学教職員組合 東京労働金庫対策委員会規則」決定。
- 3.1 労働金庫に加入
- ※3.12 全共闘議長秋田明大逮捕。
- ※5 政府「大学の運営に関する臨時措置法」時限立法
- 3.13 大塚誠之生産工学部長が統計学科、建築工学科の教員7名に辞表の提出を要求。 大塚生産工学部長に対して抗議文を出す。
- 3.15 三役解雇問題に関する報道紙「日大闘争ニュース」第1号刊。日本大学教職員組合中央闘争委員会編。
- 3.20 東京地裁が歯学部の三輪・松岡両助教授の仮処分申請を認め、鈴木歯学部長に「登校停止を解き、授業・研究の自由を束縛してはならない」と命じる。
- ※3.20 「日本大学(本部)図書館改組の件」理事会で可決、改組完了まで閉館。
- 3.22 「昭和44年度賃金の改訂等に関する要求書」を提出。
  - 諸格差是正とべ・ア 13% + 8,000円
- 3.26 組合報13号記事「不当解雇撤回に結集しよう、怒りに満ちた抗議集会」。
- 3.26 私教連「日大闘争連絡者会議」発足、
- 3.28 「闘争」2号。桧山、片岡、立田氏が2月22日付で地裁に提出した陳述書を掲載。
- 3.29 争議団を励ます会「講演と映画の集い」(於:両国公会堂)
- 3.31 地裁。第2回審訊。

『組合速報』54 号浅賀裁判長が被申請人(大学)に「桧山、片岡、立田の三人に対する懲戒免職の理由①無断欠勤・遅刻・早退及び職場離脱等②大学の名誉を傷つけ学内秩序を乱す言動を立証する具休的事例の提出」を指示。大学側は1ヵ月猶予を要求。

- 4.1 昭和 43 年末手当協定締結。(本俸+家族手当) ×2.7 ヵ月+一律 6,000 円
- 4.9 ベ・ア等に関する「団交についての申し入れ」を提出。 日大闘争支援共闘会議結成。明治、立教、工学院、法政、東洋、東京経済、早稲田、中央の各教・職員組合が参
- 4.14 団交申入れ書を提出。習志野支部差別支給問題。
- 4.22 人試手当等についての桧山委員長、加藤一雄労務担当理事代表と「確認書」交換。
  - ①入学試験手当を全部科校に1ヵ月以上支給を、4月23日の学部長会議にかける。
  - ②期末手当の支給について、生産工学部での協定違反の疑いを至急調査報告を。
  - ③有給休暇の翌年度繰り越し及び半日休、時間休の調査と検討を。
  - ④日本大学医学部附属板橋病院新就業規則について。
  - ⑤解雇通告者に対する昭和43年度年末手当支給と期末手当支給の検討。
  - ⑥次回団交は4月24日午後3時より行う。
- 4.24 入試手当等についての「確認書」交換。
  - ①入学試験手当支給について、入学試験手当は一ヵ月の枠内で、各部科校での一週間以内の支部交渉の上決定 することができる。
  - ②生産工学部の期末手当の差別支給について 理事会は生産工学部長にたいし組合と交渉するよう通達する。
- 4.26 日本大学民主化闘争報告集会。於:両国公会堂。
- 4.30 地裁、第3回審訊。

「桧山、立田二人について立証に値しない僅かの資料しか提出」せず(「闘争」8号)。

- 5.1 メーデー (第40回) に初めて参加。
- 5.7 べ・ア、有給休暇等についての団交申し入れ。賃金の実態調査に関する申し入れ。 この頃、「私の要求」くみあげ運動を実施。組合速報紙上に要求が掲載される。
- 5.15 東京地裁、歯学部に「団交に応ぜよ」の仮処分命令勝ち取る。
- 5.22 歯学部松岡敬一郎、三輪光司亮助教授懲戒解雇処分問題を 114 号紙上で経過報道

(1.27) 両国講堂での 1.25 歯学部全学集会の暴力事件についてのビラを配布。同日午後、大学側は負傷者は軽傷と告示。(1.30) 大学側が、ビラは学生・父兄に対して両組合員らが誇大報道で学内混乱をねらったもの、教授会と学部長の責任を追求したものである、とのキャンペーンをおこなう。下田での疎開授業から両組合員が外される。(2.12 学部長からの出校停止命令を、教務課が電話で両人に連絡。(2.13) 桧山委員長が学部長との面談要求、反応を得られず。また、団交を拒否される。

東京地裁に仮処分申請。一回の審訳で申請の申立てがほぼ認められるが、教授会はこの決定を誤りとし、両名の解雇をほのめかす掲示を学内に出す。(3.30)組合全面勝利の判決。5.19からの新学期講座から両組合員が外されていることが判明。日本大学と鈴木歯学部長を相手取り、身分・授業、1.25の報道等に関しての団交を求めての仮処分を東京地裁に申請。(5.15)教授会が両名の懲戒免職を決議し、鈴木歯学部長はその旨を本部に申請。(5.17)歯学部教授会宛に「抗議」を送付。(5.20)両名の身分に関する問題について初の団体交渉。於:本部第三会議室。

- 5.23 日本大学総長永田菊四郎あてに「要望書」を提出。
- 5.27 中央委員会。「日本大学教職員組合扶助規程」を決定。
- 5.28 歯学部問題についての第2回団交。於:本部第三会議室。 解雇理由に挙げた五項目について歯学部当局が再調査中。
- 6.1 第4回定期総会。於:両国公会堂。委員長 桧山和彦(本)「大学立法」反対声明採択。

総会後、不当解雇撤回弾圧粉砕集会。古田理事長あての決議を採択。

- 6.9 ベ・ア等に関する「団体交渉に関する申し入れ」。2月28日以来7回目。これまでのうち2回は時間不充分でベ・ア問題論議できず、4回は「検討中」と事実上の拒否。
- 6.12 都労委。第4回調査。

「学園の正常化は労働条件の改善に繋がる」と主張。(「闘争」12号)。

- 6.14 地裁。第4回審訊。
  - 大学提出の勤務表には、夏季休暇、組合活動の届け出を無断欠勤、無断職場離脱扱い。
- 7.2 べ・ア等要求。団交第1回。
- ※7.3 労務担当理事を広報調査担当理事東季彦兼任。
- 7.12 工学部支部が福島地裁へ加藤教授の問題で団体交渉仮処分を申請。

裁判所は組合の申請を理由ありと認め、野引学部長へ「すみやかに組合と団交するように」との趣旨の命令を出す。

- 7.18 工学部支部が野引学部長へ再度団交申し入れ。
- 7.19 地裁第1回証人調べ。渡辺実人事部長への大学側主訊問。以下4回にわたって「組合は権力闘争の具である」「組合は学生を煽動した」「大学は何らやましい処はない」の三点を強調。
- 7.21 都労委。第5回調查。
- 7.22 加藤教授問題で工学部支部が福島地労委へ不当労働行為救済の申立て。
- ※7.24 自民党が衆院文教委員会で大学立法(大学の運営に関する臨時措置法案)案を強行採決。
- 7.31 大学側が組合団交出席者人数制限申し入れ。
- 8.1 大学側申し入れ(7.31)に対し、東季彦労務担当理事あてに抗議の回答書を送付。
- 8.2 野引勇工学部長、工学部教授会名で加藤清致授に退職勧告
- 8.15 1年がかりで集めた切手5万枚を、建設中の盲目老人ホーム「聖明園」へ、読売新聞立川支社を通じて贈る。
- ※8.16 「日本大学総長選挙規則」「日本大学総長選挙管理委員会規程」「日本大学総長選挙臨時措置規程」制定。
- 8.20 団交予備折衝の場で、大学側「団休交渉のルールに関する協定(案)」を持ち出す。交渉委員・開催日時の制限、 テープレコーダーの持ち込みの禁止等の9項目。
- 8.23 「理事即時退陣、春闘勝利、弾圧粉砕、諸要求貫徹」の4つのスローガンの下に総決起集会。於:本部4階第4 会議室。100名参加。
- 8.27 「古田体制の存続を許すな!総長選挙に対する組合の見解」を発表 (123 号)。 同日、沼里運吉総長選挙管理委員長あてに、総長選挙に関する「公開質問状」を送付。
- 8.28 沼里運吉総長選挙管理委員会長から、公開質問状への回答書をうけとる。 投票箱の封印、本部への輸送、本部での保管などをおこなうなど。
- ※8.30 初の公選による総長選挙
- ※8.31 総長選挙開票。鈴木勝 717、染野義信 278、投票総数 11054、無効 59。
- ※9.1 総長に鈴木勝就任。
- ※9.10 会長に古田重二良就任、理事長に高梨公之就任。
- 9.10 桧山委員長が記者会見をおこない、新理事が古田体制の現存と、懸念を表明。
- **※**9.17 工学部教授加藤清解雇、(昭和49年6月和解)。[90年史]。
- ※9.25 理事長名で各部科校長あて経理事務の適正合理化推進を要請し「経理事務執行について」通達。
- 9.26 大学側が「9.29」団交を拒否。「団交ルール」を組合が認めないという理由。
- ※10.8 人事・給与関係理事に蟹江茂男・柴田勝治、諸団休担当理事に野引勇・菅野ーが就任。
- 10.17 高梨理事長名で加藤清教授に対して解雇通知。公金の不正利用。教授会決議の漏洩等をおこなったとし職務上の違背怠慢、学内秩序撹乱に対する懲戒規程である第2条第2号、同第3号を適用。
- 10.25 「不当解雇撤回・弾圧粉砕集会」。予定会場の本部会議室使用を直前に大学側が拒否。急遽、組合事所で。野引勇「担当理事」が申し入れ書を送り、44.10.25 付組合配付ビラ「日大闘争を訴える」の記載内容の「日大民主化闘争は今なお解決しておりません」等数点の記述には虚偽があり、職場の信用を失墜させる行為であると非難。
  - 日本大学教職員組合 10.25 不当解雇撤回・弾圧粉砕決起集会名で、高梨公之日本大学理事長へ「抗議文」を送り、集会会場使用禁止と「申し入れ書」の不当を非難。
- 10.31 野引勇担当理事名の「昭和44年度ベ・ア(定昇を含む)実績に関する通知」。「教職員連会」との交渉の結果「ベ・アの枠は現本俸額の平均11%プラス1,000円とする」「右の額のほか一時金500円を支給する」等で妥結したので、「貴組合の組合員でない者には同じ支給をする。しかし、組合員に対しては妥結まで支給しない。但し「団交ルール」を締結しないと団交には応じないと回答。
- 11.4 「昭和44年度ベ・ア(定昇含む)の均等的待遇取扱-内払実施及び団交再開要求に関する緊急申入れ」。大学側が「私は組合員でない」という<確認書>を取ってベ・ア差額支給する方針をだす。
- 11.6 地裁第2回証人調べ。渡辺実人事部長。
- 11.14 8名団交。18日を申し入。大学側は、日時は追って通知すると回答。
- 11.18 団交再度申し入れ。ベ・ア問題に関しての19回目。
- 11.22 団交開かれ、はじめて一律分をつけ、「下に厚く」の原則の下に、昭和44年度給与協定締結。 本俸×11%+1,000円
  - 「<組合員でない>との確認書はとらずに支給するよう 11 月 24 日文書をもって各部科校に通達する」を含む「確認書」を締結。
  - 「年末一時金要求書」提出 (本俸+家族手当)×3.5ヵ月+30,000円
- 11.25 昭和44年度末「賞与」協定締結。(本俸+家族手当)×2.7ヵ月+5,000円
- 12.3 地裁第3回証人調べ。都合により渡辺実人事部長の代り木下勇施設二課長が出廷。

- ※12.16 本部通達で各部科校に就業規則準則案を送り、昭和45年1月20日までに、これに準じた各部科校の就業規 則準則案の作成・提出を指示
- 12 「高校合理化対策委員会」設置。後の「高校部会」。
- 12.26 高梨理事長名で小林忠太郎農獣医学部講師に対して懲戒解雇の通知。